掛川市条例第２９号

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年７月４日

掛川市長

（別紙）

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（液体燃料を使用する器具） 第26条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(9)　（略） (10)　（略） (11)　（略） (12)　（略） (13)　（略） ２　（略） （固体燃料を使用する器具） 第27条　（略） ２　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第９号までの規定を準用する。 （気体燃料を使用する器具） 第28条　（略） ２　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第26条第１項第１号から第10号までの規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第29条　（略） ２　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第26条第１項第１号から第７号まで及び第９号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第	（液体燃料を使用する器具） 第26条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(9)　（略） (10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。 (11)　（略） (12)　（略） (13)　（略） (14)　（略） ２　（略） （固体燃料を使用する器具） 第27条　（略） ２　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第10号までの規定を準用する。 （気体燃料を使用する器具） 第28条　（略） ２　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第26条第１項第１号から第11号までの規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第29条　（略） ２　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第26条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第10号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあって

２号及び第５号から第７号までの規定に限る。）を準用する。 （使用に際し火災の発生のおそれのある器具） 第30条　火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第26条第１項第１号から第７号まで及び第９号の規定を準用する。 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第64条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(5)　（略）	は、同項第２号及び第５号から第７号までの規定に限る。）を準用する。 （使用に際し火災の発生のおそれのある器具） 第30条　火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第26条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第10号の規定を準用する。 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第64条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(5)　（略） (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等（令第５条の２第１項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する場合に限る。）

附　則

この条例は、平成26年８月１日から施行する。